

OSSライセンスを正しく理解するためのコツ

「著作権行使」とは

2022年5月28日

OSSライセンス姉崎相談所・姉崎章博

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2022 Online Nagoya

2022年5月28日(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

以前のタイトル

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』

- ◆ 「OSSライセンス」 -自由(フリー)ソフトウェアライセンス^{とも}
 - GNU GPL, BSDライセンス、Apache ライセンスなど
- ◆ 「許諾条件」 -許諾される条件
 - 条件を満たせば、許諾される。
 - 条件を満たさなければ、禁止されている。
- ◆ 「著作権行使」 -著作権を行使すること
 - 著作権という権利を行使(使用、実施)すること

著作権

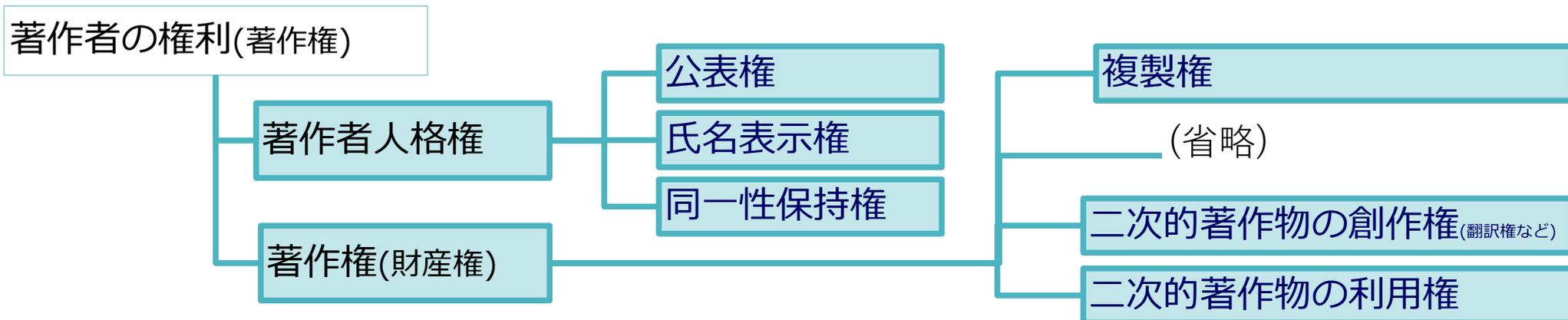
支分権(下記)の束であり、

財産権における「複製権」は

他人が「無断で複製すること」を止めることができる

(条件を付けて、他人が複製することを認める)

権利(許諾権)



『著作権行使』とは

例えば、

複製権を行使(使用、実施)すること

著作権法 第二十一条 (複製権)

著作者は、

その著作物を複製する権利を専有する。

第二条二 著作者 著作物を創作する者をいう。

※著作物がプログラムなら、その開発者(社)。

一方、マスクミ等で、

「著作権を行使して、差止請求の裁判を起こす」

とか

「権利を行使して、損害賠償を請求する」とか

よく聞きます。

だから、

人に使わせない権利が著作権だと言う人が多い

それは著作権じゃないから…つまり

第七章 権利侵害

(差止請求権) 第一百十二条

著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、①

その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を②

侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、③

その侵害の停止又は予防を請求することができる。④

簡略して言うと

①著作者は、

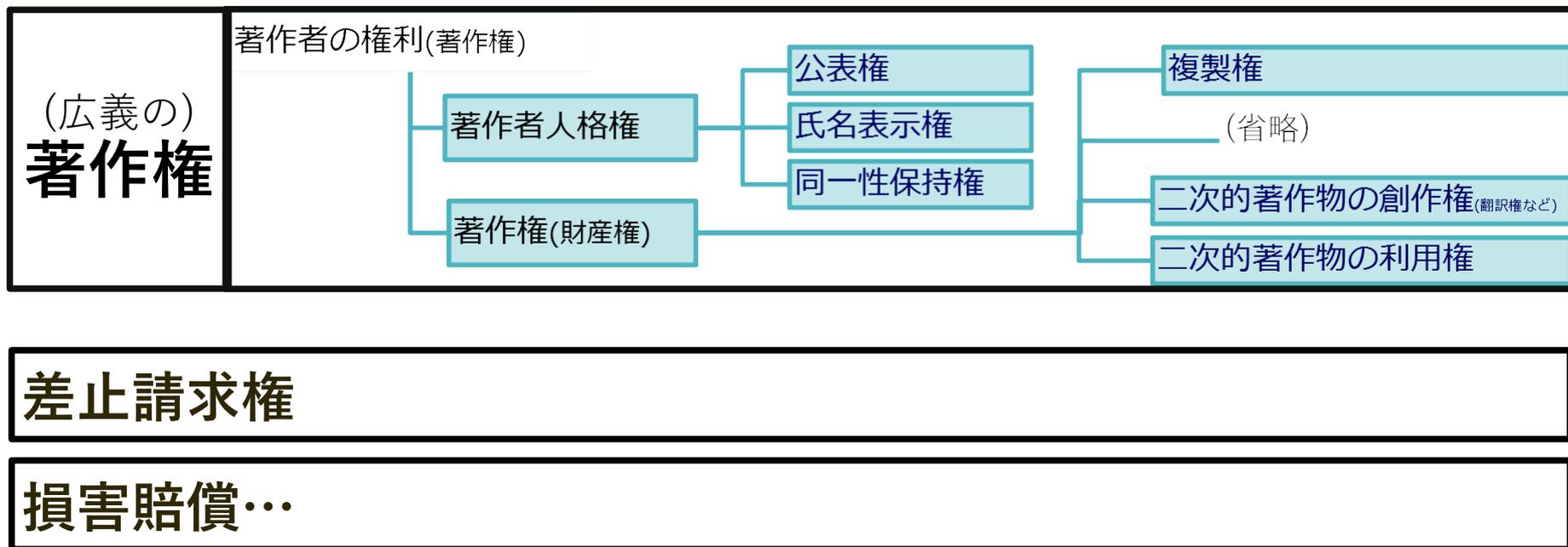
②その著作権を **差止請求権は、著作権ではない**

③侵害する者に対し、

④その侵害の停止を請求することができる **のが、差止請求権**

著作権法で定められた著作権とは別の権利

著作権法



- ◆ 差止請求の裁判を起こす際に行使している権利は、著作権ではなく、著作権法で定められた**差止請求権**。
- ◆ 損害賠償を請求する際に行使している権利も、^{そこから}著作権ではなく、民法等で定められた**別の権利**。

提訴する権利を著作権と呼ぶのは止めましょう

それでは、著作権を正しく理解できない

それでは、OSSライセンスも正しく理解できない

それでは、OSSを使った製品を正しく出せない

そのいい加減さが、他人の権利を侵害します

民事で提訴されなくても、刑事で告訴され有罪になれば、

十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金

法人なら、三億円以下の罰金刑

著作権法で定義された権利とはいえ、

著作権ではないものを

著作権と呼ぶのは止めましょう、ということ。

ここまでで何かご質問はありませんか？

他にも、著作権行使でないものを

著作権行使と**勘違い**しているものが少なくない

著作権行使と勘違いして紹介されている例

1. ダウンロード

2. 納品

※ 行使している場合もあれば、

行使していない場合もあるという話

1. 「ダウンロードは著作権法違反である」!?

「例外的に、許諾を得ているか、

適法な公開元かつ個人の**私的利用**であれば免除されるが、企業の対応としては不可」という話があるらしい。

・・・

でも、普通に企業でもOSSをダウンロードして使っているよね。 さて…

どうしたら、こんな話になるか推測してみましよう

1-1. OSSのダウンロードが違法ではない理由

二つの解釈があり得る(?)

1. 著作者である開発者がダウンロードによる複製権の行使を許諾している
2. OSSのダウンロードは複製権の行使ではない

ダウンロードを複製権の行使とする前者では、

二つの矛盾が生じる

矛盾1. 許諾と書かれていないOSSライセンスの存在

ダウンロードによる複製権の行使を許諾しているならば、

OSSライセンスにそう書かれているはず

Permission to use, **copy**, modify, and distribute... (PostgreSQL License)

3. You may **copy** and distribute the Program... (GNU GPLv2)

だが、書かれていないライセンスも存在する

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, **are permitted**... (FreeBSD Copyright)

FreeBSDがダウンロード(複製)してはいけないなどという話

は無いから、「許諾している」というのは無理がある。

矛盾2. GPLの条件を満たせない

GNU GPLv2の第3条は、

「オブジェクトコードないし実行形式で複製」の際の許諾条件

『「ソースコード」または「申し出」を「**添付**」すること』

さて、

Linux実行形式のダウンロードを許諾してもらうための条件が

その**ソースコードを添付**すること、と言われたら … ?

できるわけがない

※添付できるのは物理的にアップロードする人だけ

「OSSのダウンロードは複製権の行使ではない」

以上の矛盾から、そう考えるしかないだろう。

そもそも、開発者はダウンロードしてもらっ

つもりでアップロードしたOSSだし。

「個人の私的利用」でのみ許されると言うのは、

ダウンロードできている現実とかけ離れている。

⇒ダウンロードが違法という人は想定が違うのでは？

1-2. ダウンロードが違法と言う人の 想定 著作物 が違ふみたい

著作権侵害してアップロードされたものの話

◆ 平成21年の著作権法改正

『インターネット上で**著作権を侵害して**アップロード又は送信が行われる**音楽・映像等**について、その事実を知りながら、当該送信を受信して録音・録画を行う場合」を第30条 私的使用のための複製で許容される複製から除外される、いわゆる「**違法ダウンロード**」が定められました』(*)<第1項第3号>

*:加戸守行著『著作権法逐条講義 六訂新版』CRIC 著作権情報センター発行、P127より

◆ 令和2年の改正

音楽・映像等**以外の著作物も**対象に拡大<第1項第4号>

『令和3年1月1日施行 侵害コンテンツの**ダウンロード違法化**について』(文化庁)

➔ 「ダウンロード違法化」の文言だけが一人歩きしているのかも

著作権法 第30条 私的使用のための複製とは？

第五款 著作権の制限

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物…は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

1-2-1. 文化庁のQ&Aが勘違いを助長!?

問8 漫画家・研究者等が行う創作・研究活動や、企業が行うビジネスにも悪影響が及ぶのではないか。

「企業のダウンロードはもともと違法」という勘違いを生んだ!?

(答)

1. 漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードや企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードは、私的使用目的の複製（著作権法第30条）とは言いづらいものであり、もともと違法であって、今回の改正とは直接関係しません（改正前と取扱いは変わりません）。
2. なお、文化庁では、今回の改正とは別途、研究目的での自由利用を認める規定（権利制限規定）の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置についても、並行して検討を進めているところです。

でも、これは、

『**侵害コンテンツ**のダウンロード違法化に関するQ&A』の話

1.は侵害コンテンツの話だが、2.は非侵害コンテンツの話と混在

しているので、勘違いする人が出ているのではないか

1-2-2. 私的使用目的の複製 (著作権法第30条) が絡む理由

違法ではないコンテンツのダウンロードに

「私的使用目的の複製 (著作権法第30条)」

による著作権の制限を受けないと複製権の行使、
著作権侵害という話はどこから出てくるのか？

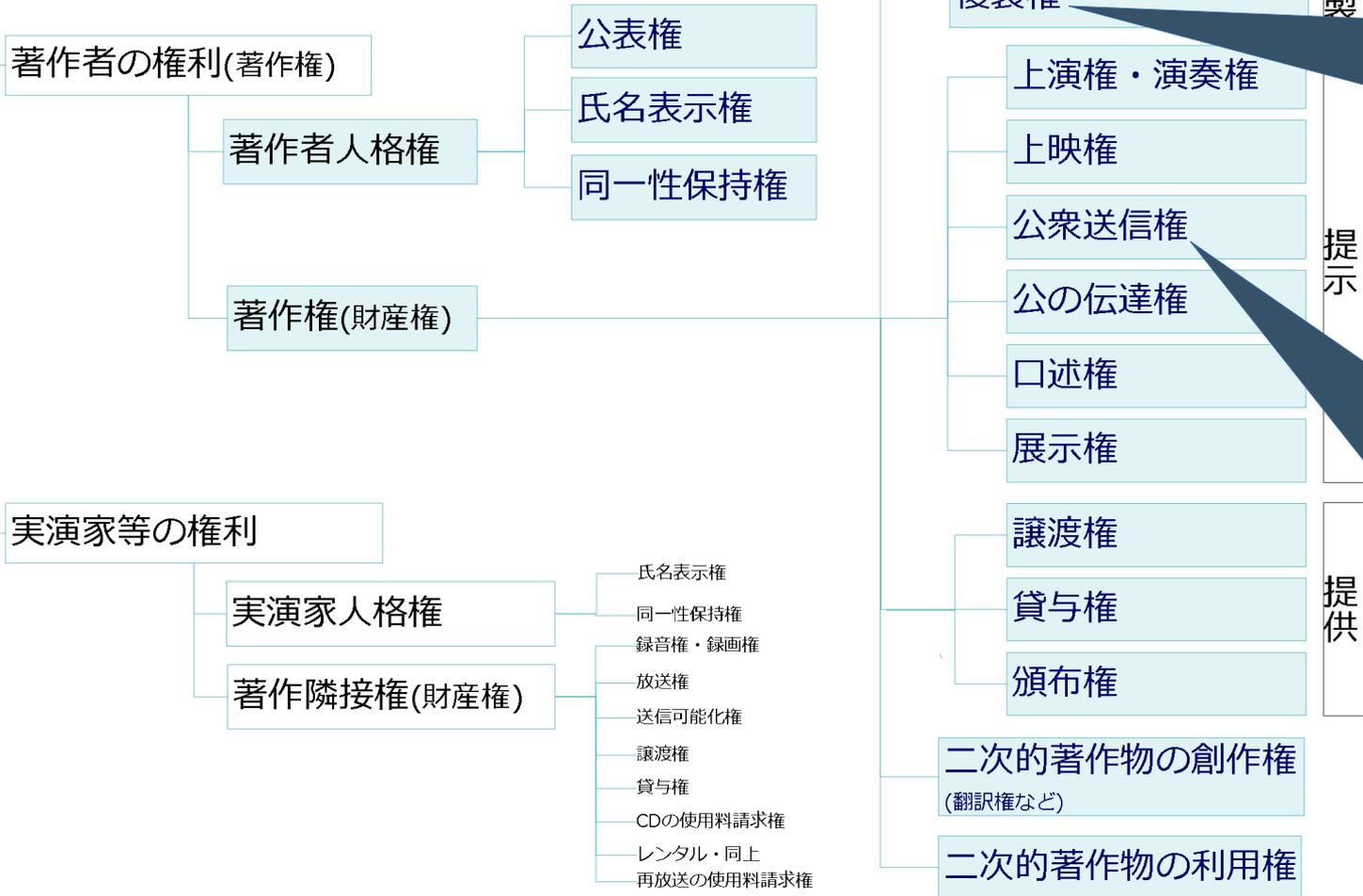
一つの推測…

家庭内でのビデオ録画のイメージなのでは？

(公開)OSSとテレビ放送の行使著作権の違い

(日本国著作権法での) 著作者の権利：支分権

文化庁 著作権テキスト より



OSSの公開は
著作者による
複製権の行使

テレビ放送は
著作権者による
公衆送信権
の行使

「複製権の行使」による「複製」と
「公衆送信権の行使」による「提示」は、何が違うのか？

なお、「複製(再製)」と「提示」の違い

①著作物の有形的**再製**とは

著作物を新に有体物に化体させる行為

②著作物の**提示**とは

有体物(原作品・複製物)の存在を前提としないか、

あるいは 有体物の占有を移転せずに、

著作物へのアクセスを直接的に可能にする行為

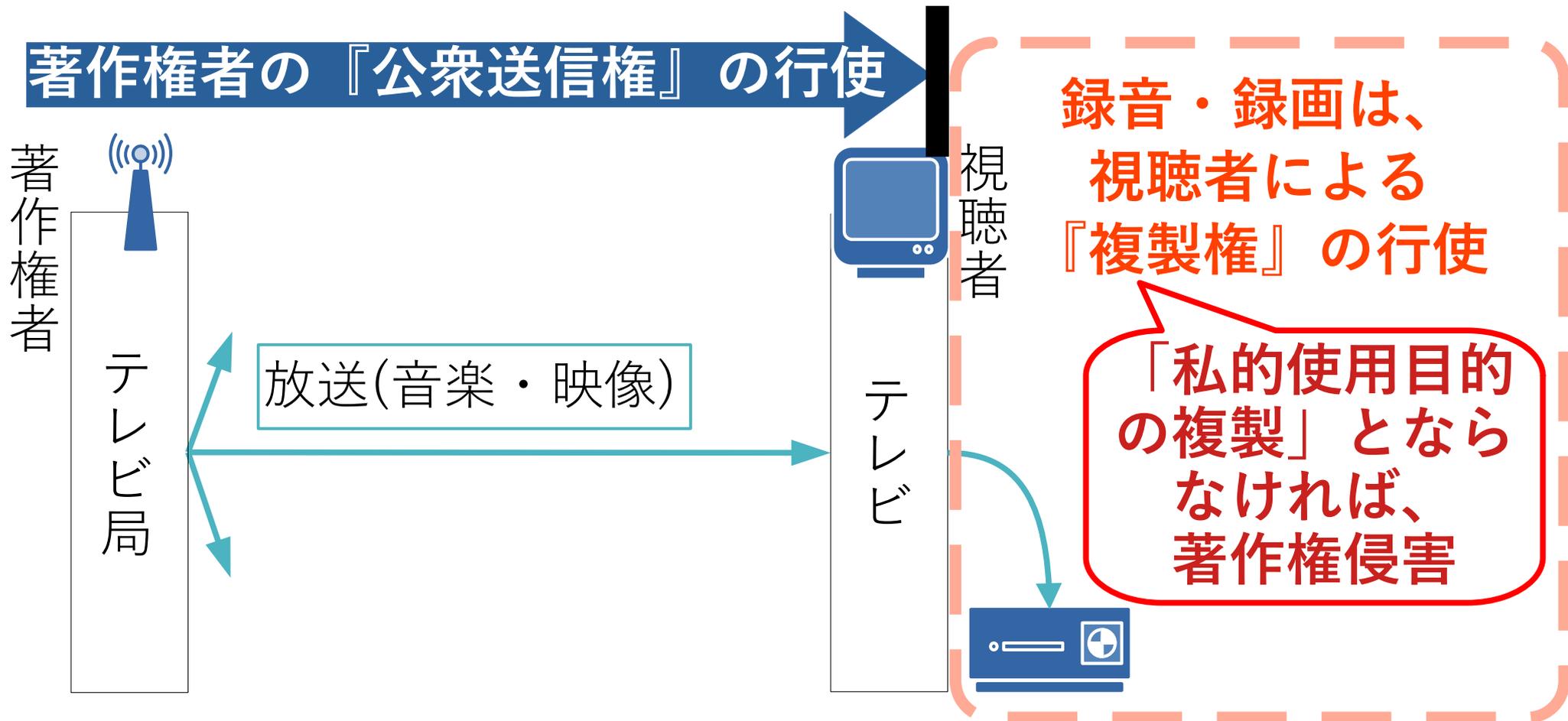
島並良・上野達弘・横山久芳著『著作権法入門』有斐閣、P129

つまり…

テレビ放送は

著作権者は公衆送信権しか行使していないから、

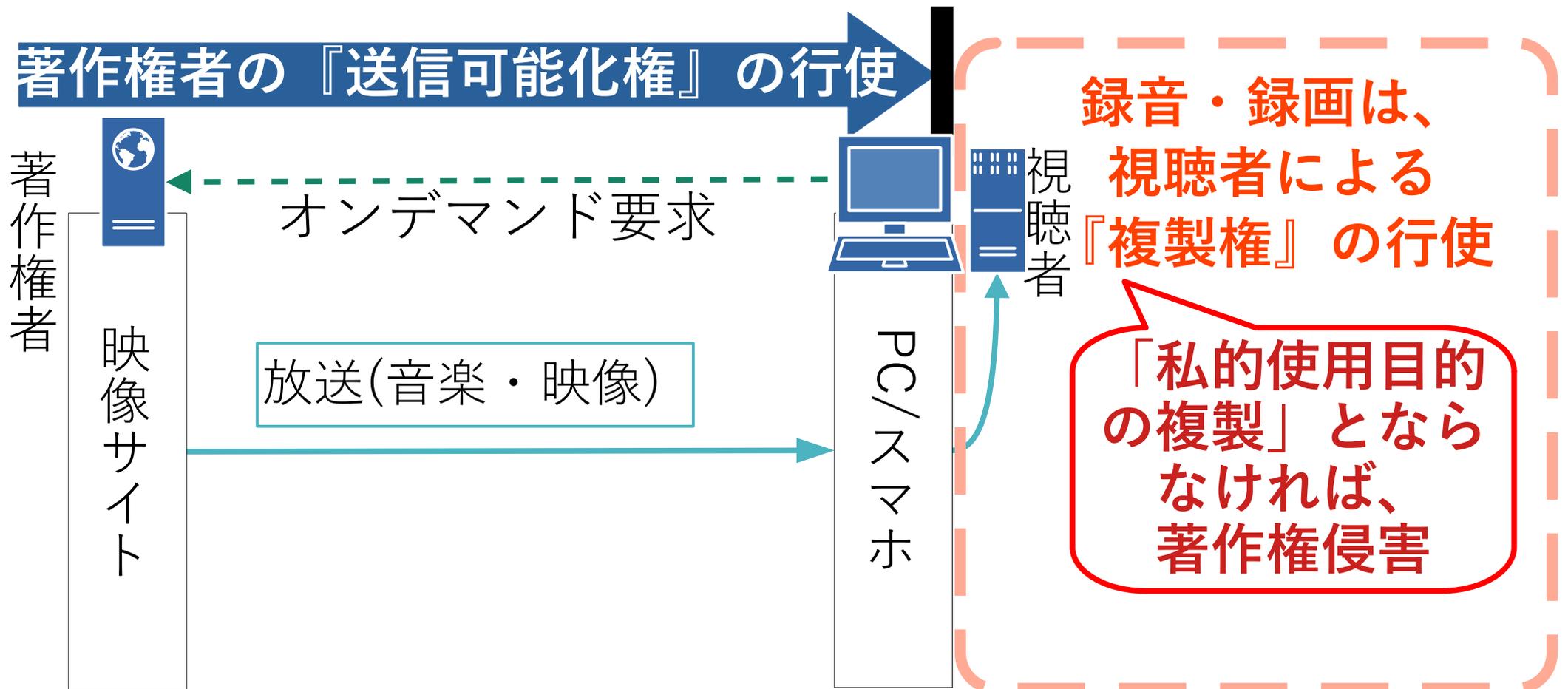
録画は、視聴者による複製権の行使



オンデマンド映像のダウンロードは

著作権者は送信可能化権しか行使していないから

録画は、視聴者による複製権の行使



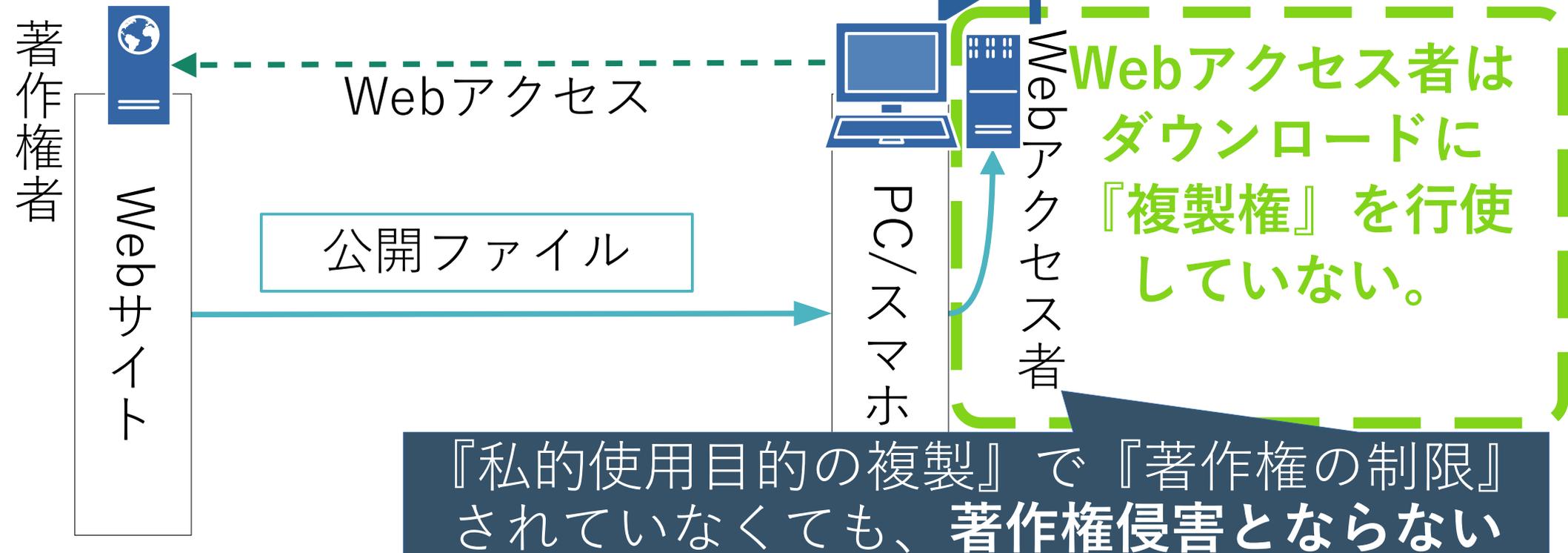
(公開された)OSSのダウンロードは

著作権者は複製権を行使(有形的再製)しているから

Webアクセス者による複製権の行使とならない

ここまで来て『有形的再製』となるから

著作権者の『複製権』の行使



同じように「ダウンロード」と言っているが…

権利者は

複製権の
行使者は

テレビ放送の録画

有体物の占有を移転しない
提示しかしていないから

視聴者

「私的使用目的の複製」として著作権制限されなければ著作権侵害

オンデマンド映像のセーブ

有体物の占有を移転しない
提示しかしていないから

視聴者

OSSのセーブ

新に有体物に化体させる
再製までしているから

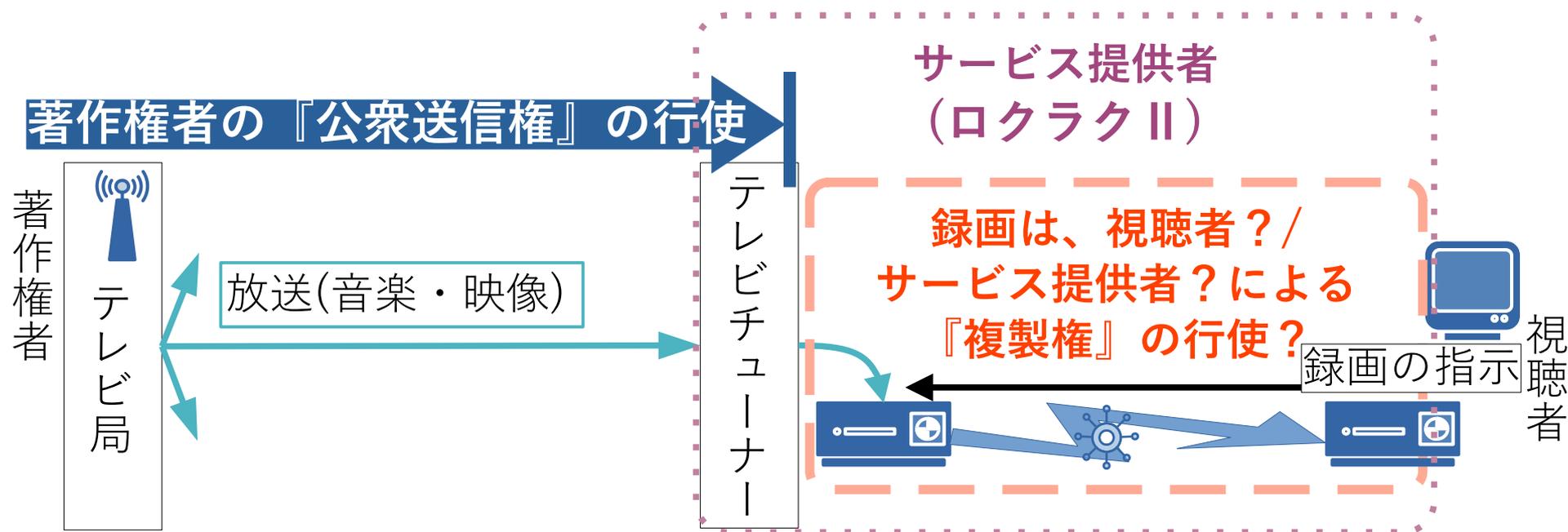
権利者

「私的使用目的の複製」として著作権制限される必要も無い

権利の行使関係が違う

1-3. ロクラクII事件

- ◆ 単純に「ダウンロードは複製権の行使である」と考えると「視聴者に行使させれば、私的使用目的の複製で著作権が制限される」と考えたと思われる製品・サービス
- ◆ 複製権の行使者が、視聴者かサービス提供者かが争われた



➔ 最高裁まで行ったが、サービス提供者敗訴

1-4. OSS利用者には出来て当たり前の話

でも、意外に、

「著作者である開発者が許しているからだ」

で済ましてしまっていないませんか？

誰が、どの著作権(支分権)を行使しているか

正しく認識しないと商品化でトラブルかもしれません

ここまでで何かご質問はありませんか？

2. 『納品』は著作権行使か？

著作物を新に有体物に化体させる有形的再製

単純に言えば、複製しているなら、

複製権の行使(著作権行使)だが、

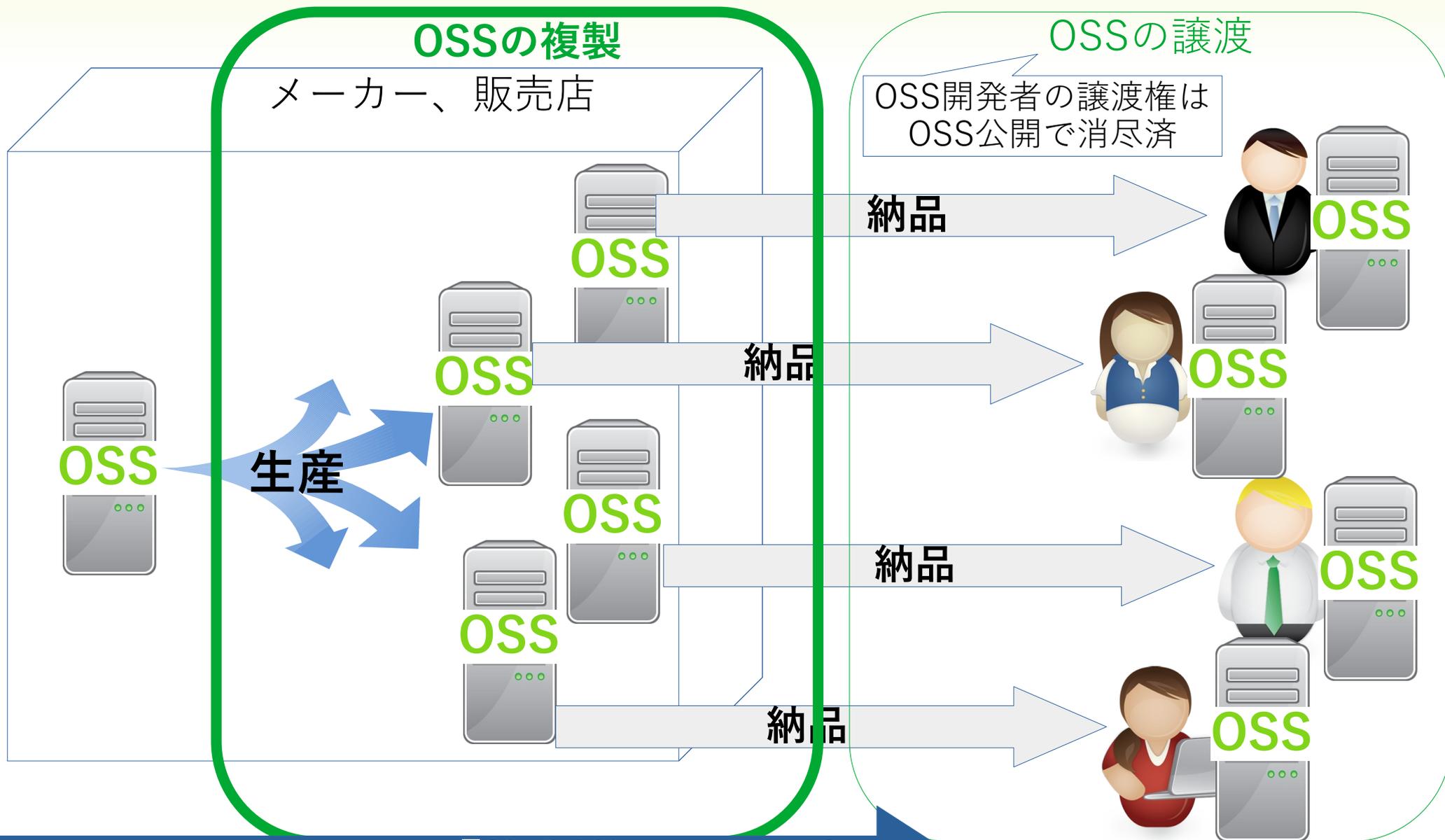
複製している場合もあれば、

複製していない場合もあるだろう。

だから、

『納品』も、必ずしも『著作権行使』ではない

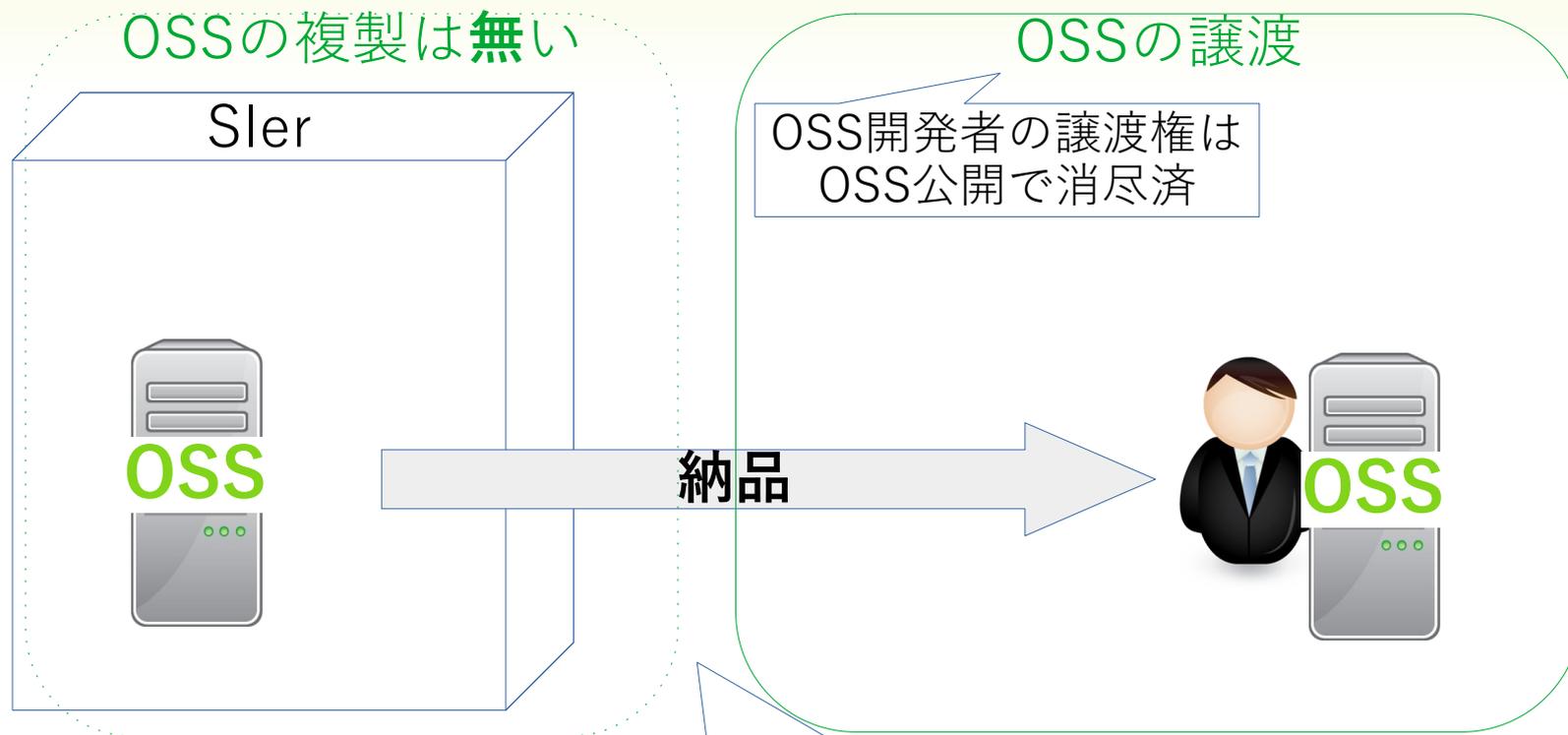
OSSをインストールしたサーバを納品する場合 (1/2)



メーカーによる『複製権』の行使

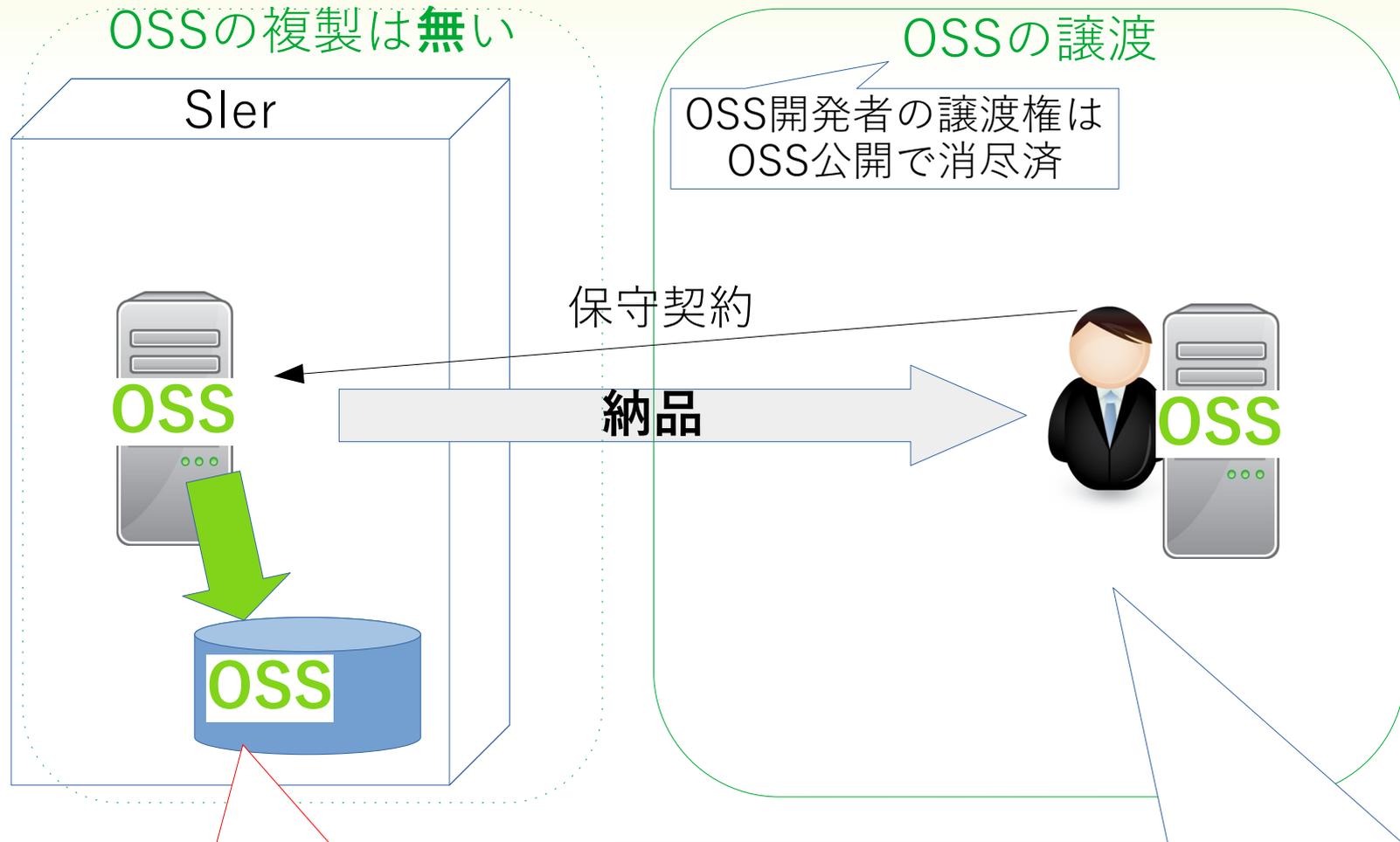
OSS開発者の複製権をメーカーが行使することは、OSSライセンス条件を満たせば、許諾される

OSSをインストールしたサーバを納品する場合 (2/2)



SlerはOSS開発者の複製権を行使せずに譲渡しているだけ。
OSSライセンスの許諾も必要ない

納品したサーバのOSSを保守する場合



これは、譲渡先のプログラムの所有者のもの。
Slerが、無断で他社に提供しては、
窃盗や横領に当たる。

第五款 著作権の制限

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)
第四十七条の三 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

3. 著作権の世界で考えないと判別できない

著作権の世界にない用語：

「ダウンロード」「納品」などで

複製権の行使(著作権行使)を判別はできない。

著作権の世界に俯瞰して当てはめて、

著作権を行使しているかどうか、

考える必要があります。

ここまでで何かご質問はありませんか？



OSSライセンス 姉崎相談所 **論説**

2021年

- 私が"distribute"を「頒布」と訳す理由(2021.12.13)
 - 「頒布」を敢えて「配布」に書き直す事例を目にしたが、「私が"distribute"を『頒布』と訳す理由」
- **ダウンロードは著作権法違反か？(2021.8.8)**
 - ダウンロードしたOSSを使うことは、世界中の企業で常軌的に行われていますが、「企業でのダウンロードは違法である」と言う人がいます。この意識の違い、ギャップはどこからくるものを考察します。

OSSライセンス
Understand the Open Source Software License Correctly
を正しく理解するための本
姉崎 啓博

OSSライセンスを正しく理解するための本
本書では、OSSライセンスを正しく理解するために著作権を主眼点において解説しています。

オープンソースの教科書
The textbook of the Open source
宮原 徹 著
OSPH 監修

オープンソースの教科書
「はじめに」で『本書は完全な正確さを目指していません初学者的ために「まずはわかる」ということを重視して書きました』と宮原氏のテイストたっぷりの本です。「第7章 オープンソースとライセンス」の原文執筆させていただきます。

1時間 万5千円のオンライン相談
* OSSライセンス/著作権について聞いてみたいこと
* 1時間 万5千円でご相談を承ります
* クリックして、ビジネスのサイトからどうぞ

論説
ツイッターで断片的に述べたことなどを小論文風にまとめてみました

ユーレイミカのOSSライセンスお勉強の旅
ユーレイになったミカが、OSSライセンスをお勉強。先輩のシラタマに著作権について教えてもらうが・・・

OSSライセンスで条件を指定する権利はどこからくるのか？

オープンソースソフトウェアについて解説した記事の中には、「OSSライセンスは契約である」という誤解を目にすることが多い。論文を執筆した背景を解説。

「第9回著作権・著作権隣接権論文募集」入賞論文
「第9回著作権・著作権隣接権論文募集」で、「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」が佳作に入選 2013.09.03

@IT連載 企業技術者のためのOSSライセンス入門
企業がオープンソースソフトウェアとうまく付き合い、豊かにしていくために最低限必要なライセンス上の知識を説明。(2008年12月～全6回)

<http://www.osslicense.jp/>

ダウンロードは著作権法違反か？
Does a downloading violate Copyright Act?

1. はじめに
「ダウンロードは著作権法違反である」という意見をいただいた。「例外的に、許諾を得ているか、適法な公開元かつ個人の私的利用であれば免除されるが、企業の対応としては不可」と。
でもですね、OSSに關わる人はわかると思うのですが、ダウンロードしたOSSを使うことは、世界中の企業で常軌的に行われています。
この意識の違い、ギャップはどういうことなのかを本論では明らかにしたいと思います。

2. OSSのダウンロードが違法ではない理由
企業がOSSをダウンロードすることが違法ではないとする理由には、以下の二つの解釈が可能です。

1. 著作権者である開発者がダウンロードによる複製権の行使を許諾している
2. OSSのダウンロードは複製権の行使ではない

ダウンロードの話を文章で論じています